

役員退職手当金支給規程

(総 則)

第1条 本協議会の業務に常時勤務する役員が、次の各号の一つに該当するときは、この規程により本人またはその遺族に対し、在職期間1月につき、その者の退職の日における本俸月額に100分の16以内の割合を乗じて得た金額を退職手当として支給する。

- (1) 任期満了したとき
- (2) 本協議会の都合により退職したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 負傷または疾病により退職したとき
- (5) 自己の都合により退職したとき

2 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

3 但し、役員が在任3期6年を経過した場合は、その後の在任1月につき100分の8の割合を乗じて得た金額を支給するものとする。

第2条 本人が死亡した場合の退職手当の受給者は、次の順位により支給する。

- (1) 本人の遺言または予め書面をもって本協議会に対し退職手当を受け取る者を指定したときは、その指定された者。
- (2) 前号以外の場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条迄の規程に準じて支給する。

第3条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1ヶ月に満たない端数を生じたときは1ヶ月とする。

第4条 退職手当は原則として、退職の日より1週間以内にその算出の基準を明示して支払う。

第5条 前各条の規程に基づいて退職金を支給することが適当でないと認められる場合には、理事会の決議を得て会長が退職金の支給に代えて、見舞金、弔慰金、功労金等を支給することができる。

附 則

この規程は、平成3年2月2日から適用する。